熊谷市営繕工事における「週休２日工事」に係る事務取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、本市が発注する営繕工事において、他産業と遜色のない建設業の働き方の実現に向けて「週休２日工事」に取り組むものとし、実施に関し必要となる事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）週休２日工事

「現場閉所型」又は「交替制」により週休２日の実施に取り組む工事の総称（類似する取組も含む）をいう。

（２）現場閉所型

対象期間において、現場閉所（現場休息）による週休２日に取り組む方式をいう。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間において、全ての週（土曜日から金曜日までの７日間とする。以下同じ。）で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、２日以上の現場閉所（現場休息）（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、２８．５％（２日／７日））を行うことをいう。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

また、土曜日又は日曜日に現場作業を行う場合は、同一の週内において現場閉所（現場休息）日を振り替えるものとする。

②月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所（現場休息）率が、２８．５％（８日／２８日））以上を行うことをいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日を現場閉所（現場休息）日とした場合であっても現場閉所（現場休息）率が２８．５％に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成し

ているものとみなす。

③通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所（現場休息）率が、２８．５％（８日／２８日）の水準）以上を行うことをいう。

２）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まない。

３）現場閉所

対象期間中に現場事務所での作業も含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとする。

４）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

５）現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日の選定又は祝日を充てることができる。なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

（３）交替制

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休２日に取り組む方式をいう。

１）週休２日

①完全週休２日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、２８．５％（２日／７日））以上の水準を確保する状態をいう。

②月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で対象者の休日率が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準を確保する状態をいう。ただし、月単位の週休２日（４週８休以上）の判断に当たり、１か月を通して特定の曜日を休日とした場合であっても休日率が２８．５％に満たない月については、その月の土曜日及び日曜日の

合計日数以上に休日確保を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上達成しているものとみなす。また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成しているとみなす。

③通期の週休２日

対象期間において、対象者の休日率が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準を確保する状態をいう。

２）対象者

当該工事に係る元請企業及び施工体制台帳に記載された下請企業(建設工事の請負契約分のみ)全ての技術者､技能労働者及び現場代理人をいう｡ただし、従事期間が１週間未満の場合は除く。

３）休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

４）対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。元請企業については工事着手日から現場完成日までの期間､下請企業については施工体制台帳に記載された工期を基本とする。ただし、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まない。

（対象とする工事）

第３条　週休２日工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし､現場閉所型及び交替制のいずれも困難な工事は､例外的に週休２日工事の対象としないことができる。

＜対象外工事の例＞

・緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契を行うような工事)、応急工事等】

・対象期間が１週間未満の工事

（多様な働き方の取扱い）

第４条　受注者が、１年単位の変形労働時間制（※）の活用等により、当該工事における週休２日確保と同等の休日等を契約工期外に含めて設定し、契約工期内において所定の休日を確保した場合は、週休２日に類似する取組として、当該工事において週休２

日工事を達成したものとみなす。

２　前項の制度の概要については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３２条の４に定めるところによる。

※　１年単位の変形労働時間制とは、（労働基準法第３２条の４）

労使協定を締結することにより、１箇月を超え、１年以内の期間を平均して、１週間当たりの労働時間が４０時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。

（対象工事である旨等の明示）

第５条　発注者は、特記仕様書に別紙１を参考にその旨を記載する。

（監督員への報告）

第６条　受注者は週休２日工事に取り組み、その実施内容を監督員に報告する。

２　報告の方法は、次のとおりとする。

（１）施工計画書又は工程表に取組み内容を記載すること。

（２）工事完成時に様式１（「週休２日取組報告書」）により週休２日工事の実施状況を監督員へ報告する。こと

（工事成績評定）

第７条　工事成績評定における加点は行わない。また、提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休２日に取り組む

姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定における工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

（その他）

第８条　各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

２　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則

本要領は令和８年１０月１日から施行する。

別紙１

熊谷市営繕工事における「週休２日工事」に係る事務取扱要領特記仕様書等記載例

（週休２日工事の対象の場合）

週休２日工事 　「熊谷市営繕工事における「週休２日工事」に係る事務取扱要領」に基づき、受注者は週休２日に取り組み、実施内容を監督員へ報告するものとする。取扱要領は、熊谷市総務部契約課ホームページで確認のこと。

（週休２日工事の対象外の場合）

週休２日工事 　本工事は「熊谷市営繕工事における「週休２日工事」に係る事務取扱要領」の対象外とする。